|  |
| --- |
| 認定基準等チェック表　（第３表）　　　　　　　　（初葉） |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| ３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること |  |
|  ⑴ 役員及びその親族等 ⑵ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であることハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていることニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと |
| 　イ |
|  | 　　項　　目区　　分 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割　合（②÷①） | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割　合（④÷①） |  |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⓐ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ⓑ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ⓒ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ⓓ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ⓔ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| 申請時 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| 　　㊟　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。 |
| 　 ロ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 各社員の表決権が平等である | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |
|  | 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ |
|  |  |

　 |

（注意事項）

・認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第３表（次葉）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ハ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ |

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。　二

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

　 |

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役　員　の　状　況　　　　　　　　　　　第３表付表１

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |
| 役　　員　　数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
|  | ⑴　最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| ⑵　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

|  |
| --- |
| 役　員　の　内　訳 |
| 氏　　名 | 住　　所 | 職名 | 続柄等 | 就　任　等　の　状　況 |
| ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 | 就任・退任年月日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」　第３表付表１　記載要領

１　「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。

２　この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

　①　役員の配偶者及び三親等以内の親族

　②　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　③　役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　④　②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

３　この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

　①　特定の法人の役員又は使用人

　②　①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族

　③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　⑤　③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

４　上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

　　なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

　　○　直接に保有する関係

一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）

○　間接に保有する関係

一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

　　　帳簿組織の状況　　　　　　　　第３表付表２

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |
| 伝　票　又　は　帳　簿　名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（記載要領）

・　「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。

・　「左の帳簿等の形態」欄は、「３枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。

・　「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

|  |
| --- |
| 認定基準等チェック表　（第４表）　　　　　　　　（初葉） |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| ４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していることイ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと |  |
| ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと　ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80％以上であること　ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の70％以上を特定非営利活動の事業費に充てていること |
| イ |
|  | 項　　　　　　　　目 | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |  |
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| ロ |
|  | 項　　　　　　　　目 | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |  |
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 　 |

（注意事項）

・「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第４表）記載要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| イ及びロの各欄共通 | 該当する一方を「○」で囲みます。「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。①　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係②　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係③　上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 | 第４表付表１及び２「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 |

|  |
| --- |
| 認定基準等チェック表　（第５表） |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| ５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること |  |
| 　イ　特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）　ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類　二　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類ヘ　助成の実績を記載した書類 |
|  |
|  | 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 | 同　　意 |  |
| する | しない |
| イ | ①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）②　役員名簿③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの |
| ロ | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 |
| 二 | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 |
| ホ | 次の事項を記載した書類1. 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
2. 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
3. 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日　⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 |
| ヘ | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し |
|  |

（注意事項）

・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第５表）記載要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 「同意」欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 | 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。 |
| 「ホ」欄 |  | ③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。①　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係②　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係③　上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 |

|  |
| --- |
| 認定基準等チェック表　（第７表） |
| 法人名 |  |

認定基準等チェック表　（第７表）

|  |  |
| --- | --- |
| ７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | ﾁｪｯｸ欄 |
|  |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申 請 時 |
| 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

　　（注）認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。 |

|  |
| --- |
| 欠格事由チェック表 |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 |  |
| イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの　ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等（注１）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者二 暴力団の構成員等（注２）２　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります（注３））。５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人６　次のいずれかに該当する法人イ　暴力団ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 |
|  |
|  | １ | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 |  |
|  |  | イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |  |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| 二 | 暴力団の構成員等の有無 | 有 ・ 無 |
|  |  |
|  | ２ | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人 | はい・ いいえ |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４ | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要） | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５ | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ６ | 次のいずれかに該当する法人 |
|  | イ | 暴力団 | はい・いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・いいえ |

 |

（注意事項）

１　「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

２　「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。